

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名： 環境部

事業種名： 廃棄物処理施設の整備

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

廃棄物処理施設の整備に当たっては、新技術を導入した公害のない衛生的な最終処分場として、建設管理し、地域環境の保全を図っている。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

- （1）廃棄物の飛散や流出・害虫・悪臭などの発生をなくすため、毎日の受け入れ終了後に廃棄物の表面に覆土を行い、廃棄物が表面に出ない方法で埋立を行った。
- （2）廃棄物に触れた水については、公共下水道への放流を行った。
- （3）覆土に使用する土砂については、埋立地の造成工事で発生したものをストックし、使用した。
- （4）埋立地周辺への防塵対策として、散水車による散水を実施した。
- （5）埋立周辺に設置したビオトープの管理（外来種の駆除、在来種の生息調査）を行った。
- （6）年間を通し視察者を受入れ、学習機会の場合としての活用も図った。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

埋立事業を終了した埋立地については、今後、周辺環境・景観との調和等を含めた跡地利用の検討を行う。

舗装の張替え工事時には、透水性舗装が可能か検討する。

4 課題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）
なし

5 事業一覧

（様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表-2のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度：令和4年度

部局名：環境部

事業種名：廃棄物処理施設の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	13号埋立地埋立	管理段階	24	23	95.8	5
	合計		24	23		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部 課・所・室名 環境整備センター

事業の種類	6 廃棄物処理施設の整備	事業名	13号埋立地埋立
事業の規模	埋立容量約617,000m ³	実施場所	大里郡寄居町大字西ノ入地内
計画期間	平成29年度～令和12年度	段階	管理段階
事業の概要： 自らの処分場を確保することが困難な市町村などに対し、広域的埋立処分場を建設し、廃棄物埋立事業を実施するものである。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項	
即日覆土	: 廃棄物の飛散や流出・害虫・悪臭などの発生をなくすため、毎日の受け入れ終了後に廃棄物の表面に覆土を行い、廃棄物が表面に出ない方法で埋立を行っている。
浸出水処理	: 廃棄物に触れた水については、公共下水道に放流している。
覆土材	: 覆土に使用する土砂については、埋立地の造成工事で発生したものをストックし、使用している。
防塵対策	: 埋立地周辺への防塵対策として、散水車による散水を実施している。
植栽	: 埋立地周辺に植えた樹木の管理を行っている。
ビオトープ	: 埋立地周辺に設置したビオトープの管理（外来種の駆除、在来種の生息調査）を行っている。
学習機会の提供	: 年間を通し視察者を受け入れ、学習機会の場として活用も図っている。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項 今後の事業に関して、周辺環境・景観との調和等を含めた跡地利用を検討することとしている。 舗装の張替え工事時には、透水性舗装が可能か検討することとする。（埋立地上部は除く。）	

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 6 廃棄物処理施設の整備に関する環境配慮方針

事業名	13号埋立地埋立
-----	----------

配慮時期	管理段階
------	------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		
	3	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	—	—
	2	蓄電池等の導入を図る。	—	—
	3	コージェネレーションの導入を図る。	—	—
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	高効率設備の導入を図る。	○	✓
	6	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	7	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	—	—
	8	ノンフロン製品等の導入を図る。	—	—
	9	建物の断熱化を図る。		
	10	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		
	11	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		

	12	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	—
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		
	6	廃棄物の飛散・流出や悪臭の発生の防止を図る。	○	✓
	7	衛生害虫・イエネズミ類等の発生の防止を図る。	○	✓
	8	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	9	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	3	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	5	県産木材の積極的活用を図る。	—	—
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	2	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		

	3	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	4	排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	—	—
	5	節水機器の採用に努める。	—	—
	6	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	
	7	地盤沈下対策を適切に実施する。	—	—
	8	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓
	2	児童や県民等への学習の場を創出する。	○	✓

合計	
(a)	(b)
24	23

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
95.8%

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。